平成２１年（フ）第７８５号
高知県香美市土佐山田町宝町４丁目１番28号ペルラーマンション302号室
債務者　西村　壽城
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７８８号
高知市神田2091番地４
債務者　葛目しのぶ
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７９１号
高知市長浜4969番地８
債務者　堀　　正人
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７９６号
高知市中久万239番地３　セジュール川田Ａ棟101号
債務者　竹埜　友一
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７９８号
高知市横浜新町２丁目102番地　県住Ｒ６―301号
債務者　吉野　武志
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８３７号
高知市朝倉丁1681番地７
債務者　金尾　幸喜
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２０５１号
札幌市北区篠路１条７丁目９番１号、申立時の住所北海道石狩市緑苑台東３条１丁目25番地
債務者　田村　　康
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１５２号
札幌市南区石山東３丁目６番41号
債務者　野坂　澄子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４４０号
札幌市手稲区新発寒７条６丁目６番７号
債務者　田中　秀紀
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４４１号
札幌市手稲区新発寒７条６丁目６番７号
債務者　田中美枝子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５７２号
札幌市白石区本通17丁目北16番18号　白石ハイツＢ―102号
債務者　井上　文雄
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９０６号
北海道江別市高砂町34番地の９　市役所前ハイツパール103
債務者　松本　　清
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９２８号
札幌市中央区南８条西９丁目1030番地20　グランメール南８条305号
債務者　中島　聡哉
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９４５号
札幌市西区発寒２条５丁目４番15号
債務者　高橋　　修
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９４６号
札幌市西区発寒２条５丁目４番15号
債務者　高橋　信子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０６７号
北海道江別市見晴台35番地の６
債務者　垣野　志織（旧姓砂越）
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１３４号
札幌市白石区菊水７条３丁目３番21―101号
債務者　大浦　勇樹
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１３６号
札幌市厚別区上野幌３条１丁目１番３―309号
債務者　佐々木勇二
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部